

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 判例の検閲概念とその問題点
- (2) 法律の法規創造力の原則

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

生活保護法に基づく生活扶助には、ひとり親の世帯であることによる増加需要を補てんするため、ひとり親の世帯に対しては、基準生活費に加えて一定の金額を支給する母子加算の制度がある（父子家庭も受給できる。）。政府は社会保障費を抑制するため、生活保護制度の全体的見直しに着手し、これを受けて、厚生労働大臣は、厚生労働省の社会保障審議会の下に、学界・法曹界・産業界の有識者で構成される「生活保護制度の見直しに関する専門委員会」を設置した（2017年4月。以下「専門委員会」という。）。

1年間の検討を経て専門委員会は、厚生労働大臣に対して、母子加算の制度は廃止の方向で見直すべきと提言した（2018年6月）。専門委員会は同時に、現に母子加算の支給を受けている世帯の生活条件が急速に悪化するのを防ぐため、5年程度の期間を設けて母子加算を徐々に減額して廃止する「激変緩和措置」をとるべきことも提言していた。

専門委員会の提言を受けて、厚生労働大臣は2019年度の保護基準の改定において母子加算を廃止した（2018年12月）。ただし、財政再建を目玉の政策とする政府の下で、社会保障費の削減を強く求められた厚生労働大臣は、激変緩和措置をとることなく、母子加算を一気に廃止した。これに対して、専門委員会の過半数の委員は声明を発表し、激変緩和措置をとることなく母子加算を廃止することに反対した（2019年1月）。

生活保護受給者のXは母子家庭の母親で、小学生の2人の子どもを育てている。Xは2019年3月までは、基準生活費に加えて母子加算として毎月2万円を受給してきたが、2019年4月、住所地を所管する福祉事務所長から、母子加算相当分2万円を減額する保護変更決定処分を受けた（生活保護法25条2項）。本件処分により生活がさらに苦しくなったXは、その取消しを求める訴えを提起した。

設問：Xの立場から法的主張をした上で、その主張の当否について、あなた自身の見解を示しなさい。

【資料】生活保護法（抄）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(基準及び程度の原則)

第8条① 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

② 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

(職権による保護の開始及び変更)

第25条① 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

② 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。……

(3項省略)

(不利益変更の禁止)

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Xは、複数の府県において葬祭業を営む株式会社である。Xは、Y市内に新たな葬祭場（以下「本件葬祭場」という。）を建築して営業することを計画し、「Y市葬祭場の建築等に関する指導要綱」に従い、周辺住民を対象とした説明会を開催したところ、説明会に参加した住民らから猛反対を受けたため、その後も周辺住民の理解を得るべく、当初の計画の変更をも視野に入れて、周辺住民との協議を重ねた。しかし、周辺住民が、あくまでも本件葬祭場の建築計画の白紙撤回を要求したことから、Xは、これ以上の協議は無意味であると判断し、建築基準法6条1項に基づき、Y市建築主事Aに対し、当初の計画どおり本件葬祭場の建築確認を申請した。

これを受けて、Aは、本件葬祭場の建築計画が建築基準関係規定（建築基準法6条1項）に適合していると認めたものの、周辺住民の中に実力を行使してでも本件葬祭場の建築を阻止する旨を明言するグループがあることを考慮して、危険の防止のため、しばらくの間、建築確認を行わずに様子を見ることにした。

設問：Xから建築確認の申請を受けたAの行為には、どのような法的問題点があるか。建築確認の法的性質を踏まえて論じなさい。なお、建築基準法その他の法令の規定については、貸与六法を参照のこと。